

別表第1の2（第3条関係）

区分	補助対象サービスの種類	補助の要件	基準額	補助率	交付額
1	訪問介護、居宅介護支援	事業所が、補助対象となる介護サービスに専ら従事させるため、新たに雇用した常勤の職員に対し、一時金を支給した場合	新たに雇用した職員1人につき、20万円を上限として事業所が支給した額	10分の10	区分1から2までの基準額の合計額にそれぞれの区分に応じた補助率を乗じて得た額とする。ただし、事業所ごとの当該交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
2		区分1に該当する事業所が補助対象となる介護サービスに専ら従事させるため、新たに雇用した常勤の職員に対し、就労に伴い発生した転居に係る費用を支給した場合	新たに雇用した職員一人につき、10万円を上限として、事業所が支給した額		

- (注) 1 事業所とは、法第8条第2項の規定に基づく訪問介護を行う事業所及び法8条24項の規定に基づく居宅介護支援を行う事業所のうち、次のいずれかの地域に所在する事業所をいう。
- ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域
 - ・山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村
 - ・特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
 - ・半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
 - ・離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 2 職員とは、法第7条第5項に規定する介護支援専門員及び法第8条第2項に規定する訪問介護を行う者をいう。また、「専ら従事」及び「常勤」とは、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年老企第25号）の規定による。ただし、過去に本補助金に基づく一時金及び転居に係る費用（以下「一時金等」という）の支給を受けている者は除く。
- 3 一の事業所（以下「前の事業所」という）に勤務していた者が宿毛市内の別の事業所（以下「別の事業所」という）に新たに雇用された場合は、その者が前の事業所を退職した日の翌日から起算して3月を越えてから、新たに別の事業所に雇用された場合に限り、補助対象とする。また、過去に勤務していた事業所に再度雇用された場合、又は過去に勤務していた事業所と同じ法人が運営する他の事業所に雇用された場合も同様とする。
- 4 区分1、2とも、雇用を開始した日から3月以内に支給した場合のみ対象とする。
- 5 区分1において、一時金とは、職員が新規に就労した事実に対して支給する金銭をいい、給料及び通勤手当、家族手当、住居手当等の諸手当並びに賞与、その他労務提供の対価や、資格や地位又は職責に対して、又は福利厚生として支給する金銭は含まない。
- 6 区分2において、次のいずれかに該当する場合は対象としない。
- ・旧住所地から新住居地までの陸路による路程が8km未満である場合
 - ・旧勤務地と新勤務地までの陸路による路程が8km未満である場合
 - ・転居により、新住居地から新勤務地までの陸路による路程が短縮されない場合
 - ・宿毛市内での転居である場合
- 7 区分2において、転居に係る費用とは、次に掲げるものとする。
- ・就労に伴う移転のための家財の運搬等に係る経費（引越業者に依頼した場合の料金、レンタカーを利用した場合の料金、自家用車をフェリーで運搬した場合の航送料金を含む）
 - ・就労に伴う移転を行った場合の旧住居から新住居までの移動に係る旅費（運賃等）。ただし、家族の旅費は除く。
 - ・就労に伴い新たに居宅又は居室を賃借した場合の敷金及び礼金。